

〔7番 森要 登壇〕

○7番（森要）

昨日の一般質問の中田議員、非常にすばらしい質問であったと思います。よく調査されて、しかもしっかりと自分の考えを述べるということで本当に勉強になりました。前回のときを市長覚えていたかもしれませんが、最初の質問は選挙のことでありました。大変失敗しまして恥をかいたところでしたが、今回もまずその選挙から始めたいと思います。

私は飛騨市長及び飛騨市議会議員選挙の無投票のことについて、まず伺いたいと思います。

今回、市長については今までの実績がしっかりと認められたんだなと、そんなふうを考えているところです。それにおごることなくしっかりとやってもらうということは大事だと思いますけど、市民の皆様の温かいそういうご支援があった、認識があったと思っております。一方、議会議員選挙のほうでございますけれども、前回の議員選挙では県下で初めて1名欠員での無投票当選ということになりましたけれども、私は議会議員選挙の前年の夏頃に公務による交通事故に遭いまして、私が一番重症だったと思うのですが、あばらを折ったりしまして体調を崩しました。悪化しまして12月頃には入院になりまして、ちょっと危ない時期がありました。一応治りまして1月、2月の選挙をどうしようかということでしたが、やっぱり体調が非常に心配ということで断念をしたところがございます。市民の皆様に大変なご迷惑かけて責任を感じてきたところがございます。それから体質改善に努めて一部体もよくなりまして、やり残したこともありまして今回の出馬となりました。幸い若い議員が出馬されて定員内での無投票当選となったということで、非常に私としては安堵しているというのが実感であります。

定員削減については飛騨市議会では14名がベストということで、議会改革等特別委員会が出されたことなので私は受け入れておりますけれども、人口減少が続く中で議会として定員の是正は近い将来考えていかなければならないと考えております。私は、皆様に約束した子育てや高齢者の支援、空き家や住環境の対策、山林や農地の保全に全力で取り組んでいきたいと思っております。そこで次の点をお伺いします。

まず、市長選挙及び市議会議員選挙につきまして市長の見解を求めます。

2番目は、選挙公営制度の事務手続きの簡素化に向けて。

事前審査において通常40分ほどで済む手続きが平均1時間。中には2時間以上もかかりました。今回の選挙から適用の選挙公営制度の提出書類の増が原因と考えます。初めてで慣れないこともありますが、審査時間が長時間になった原因の分析と選挙公営の手続きや選挙公営関係書類作成例など改善されるとよいと考えますが、その見解を求めます。

3番目、ポスター掲示設置場所の見直しをでございます。

ポスターの掲示場は174か所と大変多くありました。選挙公報等の充実、選挙ビラの活用で減少は可能と考えています。設置基準の現状と箇所数の見直しを求めます。

4番目です。立候補届出の受け付け事務の簡素化を。立候補届出の審査処理は午前8時30分に集合した者でまず審査順のくじを行い、それにより書類審査が始まりました。早いところでは午前9時に終了し、最後の候補は午前10時過ぎてもまだできませんでした。受理後でなければ街宣活動をすることができないということで、少し公平性に欠けるのではないかなという気がしまし

た。この受け付け事務の改善、簡素化を求めますが、どのように考えていらっしゃるのか聞かせていただきたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

都竹市長。

※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

市長選挙、市議会議員選挙の無投票につきましての市長の見解はどうかというお尋ねでございます。

選挙の無投票の結果というのは終わるといろいろなことを尋ねられるんですが、また様々な見方もあります。しかし、どの選挙においても根拠になるデータ、調査というのはほぼないんですね。出口調査されるケースというのはほとんど選挙の場合ですし、無投票の場合というのは出口調査は当然されませんし、あるいは事前のアンケート等もやらないケースが多いということで、データがない。したがって、これから申し上げる私の見解も、あくまでも個人としての私見にとどまるということを申し上げた上でご答弁申し上げたいと思います。

まず、今回市長選挙も市議会議員選挙も両方無投票ですが、まず市長選挙について申し上げたいと思います。

市長選挙というのは1名の当選枠を目指す選挙であるわけでありまして、選挙に当選しようと思うと当然過半数の票を取らないといけないということになります。飛騨市の場合は過半数の得票というのは投票率80%で考えると約8,000票ということになりますので、最低8,000票を取る体制を組むというのが選挙活動になってくるわけですね。広い市域の中でこれは相当大きな選挙体制を組まなければならないという現実がございます。特に新人の場合、私自身も最初の選挙はそうだったわけでありまして、無名の自分自身を知っていただかないといけないということになります。また、その際にどういうことを考えているのか、つまり政治理念とか市政運営に対する考え方をこの広い市域隔々まで広めていくということが不可欠であるわけです。そうしますと、当然多くの方々のご支援が必要になりますし、浸透していくための準備の期間、これも長くかかるということになります。

そうしますと当然政治活動への支出、それから活動する間の自らの生活費、こうしたものが必要になってまいります。これは大きな自治体でなければ通常は自己負担ですから、そうするとこれは相当大きなものになってくるということになります。

それから選挙自体もポスターとかビラ、選挙カーの一部が今回公営になりましたけれども、それをカバーできるということは当然ありませんので、相当多額の費用がかかるというのが現実でございます。加えて、市長選挙の場合は供託金が100万円という金額ですから、没収を免れるためには最低10%以上の得票が必要だということも必要になります。

そうしますと、例えば現職と選挙をやる場合は市政批判はもちろんある。この市長を変えないといけないという市政批判のレベルと、選挙に係る物心両面のコストです。これを天秤にかけて、

どうかという判断がなされるというのが通常の市長選挙の、特に現職と戦う場合の判断だというふうに思われます。そういうふうに考えると、市長選挙、特に現職との市長選挙の無投票というのはどういう判断ができるかと言うと、選挙に要する様々なコスト、負担をかけてまで阻止すべき市政ではない、そのように判断されたいというふうに考えるのが適当ではないかと私は思っています。

したがって、これは当然ながら白紙委任とか全面的信任を意味するものではないと考えておりまして、実際に一定の批判はもちろんあると考えております。今回、実は一時期、飛騨市長選挙に出馬を模索された県外の方がおられまして、無投票を阻止するために昨年の秋以降、今も毎週のように全国各地の首長選挙に出馬されている方がいらっしゃるわけです。もう既に十数回、昨年の9月以降出馬されているんですが、ネットにそうしたデータが載っておりまして、これを見ると告示の当日いきなり来て出馬されたり、直前に出馬表明をされて出馬される、ほぼ選挙運動はされないという状況にもかかわらず、大体10%前後の得票は取られている。中には20%近い得票を取られるケースもあるということであります。これは戦後日本の中では起こったことがない、要は壮大な社会実験ではないかと私は捉えておりますけれども、この結果を見ますと逆に言えば一般的にどんな首長でも同程度の批判はあると考えたほうが良いと思っております。飛騨市においても最低でも市民の1割から2割の方々は市政に批判的であるということ的前提にする必要があると捉えております。もちろん、その方々全ての思いを満足させることは難しいと承知しておりますけれども、丁寧に市政に取り組んでいくことが必要であると感じまして、気を引き締めているところでございます。これが市長選挙に対する見方であります。

次に、市議会議員選挙に対する見方ですが、これは市長選挙とは事情が異なると考えております。市議会議員選挙は飛騨市の場合14人という議席でありますから、投票率80%で単純に割りますと、1人当たりの当選ラインは約1,000票ということになります。市長選挙に比べると、必要となる得票数は少なくなるわけです。

その市議選が2期連続で無投票となった背景には、これはいろいろな見方があります。ただ、その中で私は政治的な無関心が原因ではないかというお声は、結構実際に多く聞きました。ただ、私自身は市民の皆さんとお話している中でも、肌感覚として無関心だとは思っておりません。関心はあると思っております。ただ、その中でむしろこの原因となるのは社会構造の変化ではないか、つまり人口とか産業構造の変化が影響しているのではないかと私は捉えております。

いろいろ振り返っていただくと思われたいと思いますが、かつての町村時代も含めて議会議員選挙に出られる方ってどういう方であったかということを見ますと、大体、自営業の方、それから農業の方、それから60歳の定年前後の方、こうした方々が結構多かったのではないかと見ております。

ただ、それを個別に見てきますと、まず自営業の方、人口減少に伴って非常に大きく減少をしております。それから農業の方、かつて米と畑だけで食べていけるという時代はもう既に終わりましたから、専業でかなりの力を注がないと経営は難しいというのが実態で余力がなくなってきました。それから定年前後の方、人手不足が年々深刻化して、今はもう70歳を過ぎても何とか会社で勤めてくださいという時代になって、こうした自由度の高い方々が急激に減少しているというのが飛騨市の今の状況です。

こうした方々の共通点は国民健康保険の加入者の割合が高いというのが私の見方ですが、国民健康保険の加入者数のデータを見てみると、60代の方々の加入率が急激に減少しておりまして、これが今のデータを裏づけている、今の見方を裏づけているのではないかと私は考えております。そうした社会構造の変化が原因となって、議員選挙に出馬する条件の方々が少なくなっている。これが議会議員選挙の無投票の1つの要因ではないかと私は考えております。

さらに、かつては地域代表議員として送り出すという時代がございました。これは議会に地元から人を出してインフラ整備などの予算をよりつけてもらおう、獲得しようという流れでありましたけども、自治体はどれも財政的な制約があるということはもう広く理解される中で、地域代表としていわば利益誘導をするという流れは弱ってきている。そうしたモチベーションは社会全体にも下がってきていると見ております。

ではどうしていくんだということになるわけでありまして、飛騨市の場合は、まずは議会の中でよくご議論をいただくべきことであろう、私が何か申し上げる必要はないというふうには考えておりますけれども、ただ、いろいろな市民の方々の声の中には議員定数を減らして議員報酬を上げるべきだという方が結構たくさんいらっしゃいます。私非常によく伺います。これは確かに一理ありますが、私自身が申し上げているのは、議会議員は4年ごとに選挙がありますから、将来が保障されているということはないわけですね。それから議員になられますと、議員活動にまずお金がかかりますし、交際費、慶弔、あるいは様々な行事に出席する。こうしたものへの会費等が非常に大きな費用がかかります。そうすると、多少の議員報酬のアップでは恐らく決め手にならないと思います。それから議員定数を減らすということは、選挙の際の必要得票数が上がるということですから、その分、選挙や政治活動に関する費用は増加する可能性があるというふうにも考えます。

そうしたことを考えますと、私自身はどう考えているかと言うと、今後議員候補を確保するための対策としては、企業が社員に対して議員としての活動を兼業あるいは副業として認めていく。これが必要ではないかと思っております。社員として仕事をした時間はちゃんと給料を払う。議員報酬と合わせて生活給を保障して、議員を辞めた際にはまた会社に戻ってフルタイムの社員として働けるようにする。そうした自由な、会社と議員活動を行き来するような仕組みをつくることができれば、これは今後持続可能な形で議員を輩出する素地ができるのではないかと考えておりまして、これはまた今後の企業の地域貢献活動にもなると考えているところでございます。

以上、申し上げましたことは、先ほど申し上げたようにあくまでも私個人の私見でございますから、皆さんいろいろなご意見があると思っておりますけれども、全国的に今小さい自治体ほど選挙の無投票が続いているというのは事実でございます、これは飛騨市のみならず地方における選挙の在り方を改めて議論していくという必要に我が国全体が迫られているのではないかということも考えている次第でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔選挙管理委員会事務局書記長 谷尻孝之 登壇〕

□選挙管理委員会事務局書記長（谷尻孝之）

私からは市長選挙及び市議会議員選挙の総括についてのうち、2点目から4点目のお尋ねについてお答えいたします。

まず2点目、選挙公営制度の簡素化に関するご質問です。

市においては候補者の選挙運動に係る経費負担をできるだけ軽減することにより、立候補の機会均等を図ることや候補者の政策等を有権者が知る機会を確保すべきという観点から、今回の選挙より選挙公営制度を導入しました。

事前審査においては、選挙公営の書類審査を行う必要があり、1人当たり1時間として日程を組みましたが、選挙公営に係る書類等に不備が散見され、予定時間を超える候補者がありました。中には届け出書類に記入をされておらず、事前審査の場で書類作成をされる候補者もありました。

選挙管理委員会としては、県や県内市町の手引きを参考に飛騨市版の記入例等を作成し資料配布したところであり、記入例をご確認いただければ十分に届け出書類は作成いただけるものと認識しておりましたが、審査時間を大幅に超える候補者があったことから、今後は他市町村の事務手続きをいま一度研究した上で、届け出書類に関する説明書類をより詳細化、具体化することや、1人当たりの審査時間の見直しを検討してまいります。

次に、3点目のポスター掲示場についてです。

ポスター掲示場の設置箇所については、公職選挙法及び同法施行令に基づき投票区ごとの選挙人名簿登録者数や投票区の面積に応じて定められた掲示場の数を原則として設置しております。これまでも地域の声を伺いながら、減少あるいは移設させており、今後も区長会等を通じてポスター掲示場の設置箇所を周知した上で地域からのご意見を伺い、必要に応じて設置箇所の見直しを行っていきたいと考えております。

次に、4点目の立候補届出事務の簡素化についてお答えいたします。公職選挙法においては、選挙運動は立候補の届け出を終えた後でなければすることができないという規定がございます。そのため、立候補受け付けにおいては立候補の届け出順位を決めるくじで公平公正に決定した順に、形式的に受け付け書類の審査を行っておりますが、基本的には事前審査済みの候補者の書類確認となることから、できるだけ速やかに審査が完了するよう事前にリハーサルなどを入念に行った上で立候補受付に対応しております。

なお、立候補受付においては通称認定申請の証明書発行や選挙公営に係る確認書や七つ道具への届出番号の付番作業等が候補者ごとに発生することなども踏まえ、ある程度の時間が必要であり、必然的にくじで定めた順に候補者ごとのタイムラグが生じることをご理解いただきたいと思います。

〔選挙管理委員会事務局書記長 谷尻孝之 着席〕

○7番（森要）

市長の市長選挙と市議会議員選挙の見解、私としては非常に分かりやすく、先ほど市長に「おごることなく。」なんて言いましたが、ちゃんと心を引き締めてやっつけらっしゃるということで本当にうれしく思います。議員選挙については、先ほど言われたことに私も同感でございます。今後どうするのかということにつきましては、企業の兼業も認めるということ、これは非常に考えるべきであると思っています。また、議員の皆さんとどこかで話し合い、勉強しながらお願い

していくこともあるかと思います。

次に、選挙公営制度につきましての答弁は、「今後分かりやすくしていきたい。」ということをお願いしまして本当にありがたく思います。私は事前審査も出ましたし、立候補届出も出ました。だからよく見ておりました。最初の事前審査は4ブースに分かれてやってくださって、よくやってくださっているなと思いました。

書類については、どうもおかしいところ、分かりづらいなというのがたくさんありました。事務の方に「これちょっと違いますので直しておいてください。」ということもありました。そういうこともありましたけど、やっぱりPDCAではないけど、これは本当にこれで分かるのかどうか、こういう書き方でいいのかということをお聞きしたいのでやっていく。今やらないともうできないかもしれませんから。そういう手続き書類の説明資料、事前説明のときは私は行かず、後からもらったやつを見て判断しましたが、分からないときは聞きに行きました。各申請書類もたくさんありすぎてこんなに必要なのかな、もっと簡素化できるのではないかと感じましたので、先ほどの答弁で「分かりやすくして、今後検討していく。」ということなので、ぜひお願いしたいと思います。

それからポスターの掲示箇所につきましては、設置基準に基づいてやっているんだということでも理解しておりますけれども、特に農村部へ行きますとそんなに必要なのかなど。農村部と都市部で人口を比べると、街の中には少ないのに、失礼ですけども農村部へ行くとこんなに必要なのか、むしろこれは山林の面積まで入れているのではないかと思います。これは私勉強させてもらって本当にそういうふうになっているのか検討したいと思います。間違いはないと思うんですけど、検討したいと思っております。

先ほどの答弁では、「必要に応じて減らしていくことも可能。」ということをお願いしていただきましたよね、ただし、それは私たち議員が求めて頼むのではなくて、執行部または地元が「減らしてくれ。」と言わない限りはなかなかできない。ポスターを貼っていた小屋がなくなってしまったから移設するんだとか、そういう発生の原因はどちらかと言うと市民の方からなければ出てこないことで、むしろ移設の関係とかがない限り地元から減らしてくれなんてことはまずないと思うんですよ。

事務局の方がもう一度これでどうかというのをやられるのかどうか、こちらから言わないとできないのかもしれませんが、例えば地区推選がないところもありますが、地区推薦をしっかりとやるところもあります。そういうところではポスターを貼りに行こうと思うと、親戚とか友人とか同級生とか、そんな人を頼って総動員でやらなければ大変だということがありますよね。そうなったときに、果たしてそんなにたくさん必要なのか、もっと少なくてもいいのではないかと感じます。

それと同時に、今年から初めて選挙公報を出していただきましたよね。あれで十分、皆さんには分かるのではないかと感じます。それから選挙ビラも出すことができるようになりましたよね。4,000枚も出してくださった。だから私はそういうのをうまく利用して皆さんに周知する方法を考えれば、区から減らしてくださいということをお待ちしているのではなくて、そういうことも踏まえて減らすことも必要なのではないかなと思っています。

これについて、今は174か所でしたが、前はざっと180か所を越していたのではないかなと思います。分かれば何か所減って、その理由とどこが減ったのかということをお聞きください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□選挙管理委員会事務局書記長（谷尻孝之）

令和2年の選挙の関係ですけれども、前は全てで186か所ありました。それが現在は174か所ということでございます。そのうち、廃止が古川町で1か所、宮川町で7か所、それから神岡町で4か所という内訳になっております。また、今ほどおっしゃった移設の関係も2か所ということになっておるところでございます。

○7番（森要）

186か所から174か所に減ったのは、どういう理由で廃止したのかということは分かるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□選挙管理委員会事務局書記長（谷尻孝之）

全てにおいてというわけではございませんけれども、先ほど答弁の中でもありましたとおり基本的には地域の方、区長さんを通して、今回もそうなんですけれども各区長会の総会等々で地域の方に選挙の掲示板の関係で、廃止、移設等々ありましたらということでお声がけをさせていただいております。そういった結果の中で今の数字が出ているのかと思います。

○7番（森要）

移設とかが多いのかなと思ったら、そうではなくて区長会とかでしっかりやってくれなかったということですね。ありがとうございました。ただ、先ほど言いましたようにもう少しやり方を変えて、例えば政見放送は今認めてられておりませんが、YouTubeなんかでそれぞれが思いを述べて皆さんに見てもらうなんてことも1つの手だと思っております。これについてもう少し減らすことができないのか、そしてその設置基準が本当に合っているのか計算してみたいと思いますけど、また今後検討していきたいと思っております。

4番目に質問しました受け付け箇所の簡素化で、事前審査についてはすごく早くて、そのやり方はよかったですと思います。立候補届出は先ほど言われたとおりなんですけど、受理すればもう既にできるわけですよ。ですから、もう袋に入っているわけですからそれを出して、それも4ブースくらいでしっかりやって全部揃えてもらって、それから受け付けをして、そこで先ほど順番にしたやつでやると午前8時半から午前9時頃には既に1番が誰でポスター何か所とか分かるはずですよ。受け付けをとにかくしてもらおう。あとの7つ道具とかそういうものは順番ですから多少下がることは可能なんですけど、そういったこともやり方によってはできるのではないかな。1番から14番まで1時間以上もかかるということで、せっかく事前審査をやっているんだから受け付けの方法をもう少し考えていただくとありがたいなと思っております。これは今やってくださいということではなくて、よく検討してそれをやっていただくとありがたいと思っております。

それでは2番目の質問に入りたいと思っております。空家除却補助金の見直しということでお願いをしたいと思っております。

空き家の取り直し補助は空き家の放置解消につながり、本当にタイムリーな政策と考えております。特定空家で誰がどこか分からなくなったやつは全部市がやらないといけないということよ

りも、できるうちに空き家を除却するとか、リフォームして貸し出す方法という、本当にこの政策はすごくいいことだなと思いました。多くの利用実績があると思いますし、空き家の取り壊しの際、特に私が感じたのは隣家の外壁が壊れて修理しなければならなくなります。また、取り壊した者にとっては除去後の土地の売却もしくは貸し付け、または駐車場としての貸し付けを行ったときは補助金の返還が生じ、つまり貸し出しを3年間はしてはいけないということが分かりました。

私の実家の一部を壊したときも、これは改造して貸すというほどの家でもないし、それにはトイレから何から何百万円もかかるというのでしょうか。壊すにしても当初は150万円ほどで見積もっておりましたが、300万円以上越していたところでございます。どちらにするのかとなったときに、こういう制度があってこれを使わせていただきました。本当に助かりました。やっぱり高額なので、この補助があるということは非常にありがたい。

そのときに1つ感じたのは、私の都合で壊してしまったけど隣の人は外壁を直さないといけない。飛騨独特の町家住宅ですから隣同士がくっついていたんですよね。昔は隣近所へ後ろからでも行ったりしていたのですが、その関係で壊しますと外壁が出てくる。そんなことがありまして本当に心苦しく思ったところでございます。そこで4つにつきまして伺います。

1つ、これは関係ないと思うかもしれませんが実は関連がありまして、住宅リフォーム補助の過去3年間の実績を教えてくださいたいと思います。住宅リフォーム補助は令和5年度で廃止となりました。この補助金の過去3年間の実績を伺いたいと思います。事業の目的が達せられたため廃止とありますが、その意味、見解を伺います。

2番目、住宅省エネルギー助成金の概要と助成額のアップを。

昨年度、住宅省エネルギー助成金が新たにできました。この事業の概要、対象となる工事の詳細を知りたいと思います。国土交通省が実施する「こどもエコすまいる支援事業」の助成対象工事の内容に応じて定める助成金の算出方法で、助成額の合計は1戸個当たり30万円が上限とあります。今年度のものはどうなのか確認をしておりますが、もう少し補助を上げられないのか。空き家除却に伴う外壁の断熱改修工事をしたときには補助の対象となるのか併せて伺います。

3番目は空き家除却補助金の隣家の外壁補修工事を対象にできないか。

空き家の取り壊しの際に、隣接する家屋の外壁がむき出しとなり補修する必要が出てまいります。隣家の都合で取り壊すものではないので出費も多くなり迷惑をかけます。このような事例は古川の街並みの特徴から多く発生すると予想されます。外壁修理をするときの補助も住宅リフォームで駄目ならこの空き家除却補助金の対象に加えることができないのかということで伺いたいと思います。

4番目、空き家除却補助金の過去3年間の実績。この補助金の過去3年間の実績と今後の見通しを伺いたいと思います。

5番目、空き家の取り壊し条件の見直しについて。

家の解体には多額の経費がかかり、解体後は売却、駐車場として貸し付けたいところであり、少しでも早く回収したいと考えるのは当然のことです。ところが、この補助を受けて3年間は売却も貸し付けもできないという状況があり、不自然さを感じます。前述の住宅省エネルギー助成金制度はリフォームしてすぐにその利便を甘受できます。この空き家除却補助金は他の補助金

制度と比べ明らかに不適切だと思います。この理由は何かと伺うとともに、空き家の取り壊し条件の見直しを求めます。

6番目、空き家の除去後の活用です。私の地元の向町において点滅信号がある交差点、霞橋からちょっと行ったところですが、ここ数年で高山市へ向かうほうの向かい側同士が除却されました。初めに除却された箇所は売地として看板が立っておりました。この地は大変見通しが悪く、旧国道ですので交通量が多く、児童が横断するときには点滅信号があったとしても朝の通勤者が多く危険を感じています。この空き家除去後の活用として三車線にすることがベストと考えますが、市としましては地元の要望があれば検討して下さるのかどうかを伺います。また、除去後の空き地が向町地区以外のところでも今後発生してまいります、その地域の活用策もあれば検討していただくことができるのかと考えますが、その見解を伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目の住宅リフォーム補助金の、過去の3年間の実績及び制度廃止に対する市の見解についてお答えします。

住宅リフォーム補助金は、新型コロナウイルス感染症等で疲弊した経済に対し乗数効果の高い建築業界を介した経済支援を目的としており、令和2年度の緊急経済対策住宅リフォーム補助金に始まり、令和3年度にはさらなる経済波及効果を高めるために補助金額等の見直しを行った上で、令和5年度までの3年間の期限と、毎年6,000万円の予算枠を定めて実施しており、通算4年間の経済支援を行ってまいりました。

この補助制度の実績につきましては、令和2年度の緊急経済対策住宅リフォーム補助金では、交付件数819件、交付金額1億7,900万円、補助金を元としたリフォーム工事総額は6億9,600万円に及びました。令和3年度からの3年間の住宅リフォーム補助金では、令和3年度は交付件数185件、交付金額6,000万円、リフォーム工事総額3億6,600万円。令和4年度は交付件数181件、交付金額5,900万円、リフォーム工事総額3億1,500万円。令和5年度見込みでは交付件数190件、交付金額6,000万円、リフォーム工事総額3億2,600万円となっております。

本制度における効果を検証した結果、4年間で1,375名の方に利用され、補助金に対するリフォーム工事総額を経済効果率を考えた場合、約5倍の数値であったことから、市内への経済効果としては大変有効であったと考えております。

しかしながら、この補助制度を運用する中で裾野の広い建築業界からの波及効果を期待していましたが、屋根改修工事などの一部業種に大きな偏りが出てしまったことや、抽選結果による仕事の取り止めや遅延などの影響、落選された方の不公平感による市民感情の分断など、制度運用における課題も多くありました。

他方で、脱炭素という世界的な流れの中、大きな社会的課題解消に向けた取り組みとして、令和5年度に省エネリフォーム補助制度を創設し、今年1年間運用をした結果、当初利用想定65件に対し98件の方が利用され、補助金に対する経済効果率も約18倍となり、高いニーズと経済効果があることが分かりました。

これらを踏まえ、コロナ禍による経済影響も落ち着いてきた状況下において、一定の効果を成し得た従来の住宅リフォーム補助制度は計画どおり令和5年度で終了し、今後は大きな社会的課題である脱炭素対策と地域経済への支援を併せ持つ省エネリフォームに重点を置き、引き続き支援を行ってまいります。

次に、2点目の住宅省エネリフォーム助成制度の概要についてお答えします。

令和5年度に創設した住宅省エネリフォーム助成制度は、既存の住宅について冷暖房や給湯に使用するエネルギーを抑えつつ、住宅室内の温度を一定に保つ快適な住宅への省エネ改修に対し市が支援する制度です。助成の対象となる改修内容は大きく3つに分かれ、1つ目は内窓設置や窓ガラス交換など住宅開口部の断熱改修、2つ目は外壁や床、天井に断熱材を一定量以上使用する断熱改修、3つ目は高断熱浴槽や節水トイレなどエコ住宅設備の新設、取り替え改修としており、いずれも国が示す省エネ製品が対象となります。助成額につきましては国土交通省の実施しているこどもエコすまい支援事業に準拠した額とし、上限額についても国の基準に倣い30万円と設定しております。

令和5年度は国土交通省の支援事業のほか、経済産業省が実施する先進的窓リノベ事業、給湯省エネ事業があり、市の制度ではこれらの国補助事業と重複申請することを可能としておるため、国事業を含めた助成金総額は高額となることから、現段階では市の上限額をさらに上乘せする考えはございません。また、空き家除却に伴う隣接家屋の外壁改修のお尋ねについてですが、対象となる住宅の所有者が自ら断熱改修工事を行うのであれば、本制度の助成対象となりますのでよろしく申し上げます。

次に、6点目の空き家除去後の活用について。

県道古川国府線と市道大横丁線及び市道神楽線が交差する向町交差点は現在押しボタン式の点滅信号が設置されており、歩行者が県道を横断する際に車両通行を規制する体系となっております。

当該交差点付近は、県道側の見通しが悪いことや市道側の道路幅員が狭いことなどから、特に朝夕の交通量が多い時間帯は交通安全上支障がある箇所です。議員ご指摘の空き家を活用し一部道路幅員を拡幅することで有効性があるかについては、交通安全対策及び信号機を管理する岐阜県公安委員会、県道管理者である岐阜県古川土木事務所、通学路を指定する学校関係者及び地元区等との協議が必要であり、加えて土地所有者の意向も踏まえた上で判断する必要があります。今後、地域からご指摘の要望を受けた際には、こうした過程における課題等を整理した上で検討してまいります。

また、その他地域の空き地活用のお尋ねにつきましては、各地域で提案される活用内容を伺いながら市として必要と判断されるものがあれば前向きに検討させていただきます。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私からは空家除却補助金の見直しについてのうち、3点目から5点目のお尋ねについてお答え

いたします。

まず3点目、空家除却補助金の対象経費に関するご質問です。

飛騨市空家除却補助金制度は、危険な空き家の解消と防止に主眼を置いて創設した制度でありまして、除却の対象となっていない隣接家屋の改修費を当該補助金の対象とすることは本制度の趣旨にそぐわないものと考えております。また、仮に外壁補修を補助対象経費に含めたとしても、これまでの実績から除却工事費だけで補助限度額の100万円に達する事例がほとんどであるため、実質的な効果はないものと思います。

次に4点目の空家除却補助金の実績についてですが、議員からは3年間の実績をとということでございましたが、当該制度を創設したのは令和4年度でございますので、本年度までの2年分の実績についてお答えいたします。

創設初年度の令和4年度は、当初予算額400万円に対し事前相談が60件にも上がったことから、6月及び9月補正予算において合計3,000万円を追加し、最終的には35件、3,309万5,000円の交付決定を行いました。なお、この補正予算分については、解体に必要な期間を十分に確保できないことから、特例的に翌年度への繰り越しを認めることとし、8件、770万円を翌年度に繰り越しています。令和5年度は繰越分も含めた予算額1,770万円に対し、18件、1,702万4,000円の交付を決定し、現時点で全ての支払いを完了しています。なお、今後の見通しにつきましては、本年度の事前相談件数も50件に上っており、全ての要望にはお応えしきれない状況にありますので、今後も当該制度を継続する中で引き続き危険な空き家の解体を促してまいりたいと考えております。

5点目の空き家取り壊し後の制限についてですが、空き家を取り壊した直後にその底地の転売や貸し付けを認めた場合、その利益を目的とする不要不急の事案が生じることを想定し、一定期間の底地の売却、貸し付けの制限を設けたものです。

本来、個人の財産である空き家の除却は、その所有者等が自らの費用で行うことが原則である中、公金を活用してその一部を支援する以上、ある程度の制限を設けることは社会通念上も認められる範囲であると考えております。本制度を申請される際には、この旨を承諾する誓約書にもご署名いただいております。

本制度は周囲に悪影響を及ぼすような危険な空き家を早期に除却することで、市内の住環境を良好に保つことを主眼にした制度であり、所有者の利益を目的とした制度でないことにご理解いただきたいと思います。本制度は創設してはまだ日が浅いこともあり、今後の状況を見極めながら、こうした営利目的が疑われるような事例がないようであれば見直しも含めて検討する余地はあると考えているところでございます。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○7番（森要）

最初に、住宅リフォームの過去3年間の実績、非常にたくさんの利用があつてすごく効果があつたんだなと思います。その後の目的を達したというところも、これは新型コロナウイルス感染症の影響での建築業者の支援だということで、これも理解いたしました。ただいろいろな課題があつたということも踏まえて、今後のことに活かしてもらおうということでよかつたと思います。

2番目のリフォームの補助のことでございますけれども、外壁につきましては断熱をやれば対象になるということを知ったので一つ安心しているところです。

3番目の隣家の補助、これは壊す人に補助するのではなくて隣の方々に補助するという意味なんですよね。確かに前はできたんです。住宅リフォームのときに家を壊した場合、隣の方が外壁を直すときには対象になりますよということでできたわけです。つまりこれは壊す人に自分の壊す費用プラス隣の方の補助をしてくれという意味ではなくて、隣の方々に補助してもらえないかということなのですが、それについて少し認識が違っております。私は隣の方にしてほしいという考えでございました。

それで空家除却補助金の実績もたくさんの方があって、今も補正予算でもやるかどうかということも非常に難しいところですが、こんなにたくさんの方があるということに驚いております。やっぱり町を散歩していると必ずありますして、非常に効果があってよかったなと思っております。

見直しについてはいろいろ考えてからまた検討するということですが、個人の方が悪用するか不要不急のことがあるというのはどんなことが考えられるのでしょうか。隣の方に車庫を貸すということは別に悪いことでもないし、それを売れば今度はそれが経済活性化じゃないけど住宅の方々にも行くので、何かこれが悪いことするよみたいな言い方をされると非常に心外で、むしろこの補助金もらって非常にありがたかった。家を壊すにも何百万円もかかるんですよ。それを回収しようと思えば車庫に使ってもらうしかないんですよ。売ってしまうと税金もある。経済活動ができるので、むしろリフォーム補助金なんかは個人のためにこうやってやってあるんですけども、それも甘受されているわけですね。壊した人は非常にありがたかったと。でも何百万円もお金がかかるわけですから、その後それをどうやって回収しよう。それをやってもらうことについては別に悪いことではないので、この不要不急の事例があって危険だという考え方を教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

この制度の入口なんですけど、空き家を取り壊すというところも当然そうなんですけど、その上に今にも壊れそうな危険な空き家、このまま置いていくと特定空家になりそうな空き家を何とかしていこうということがあります。

一方でよく相談にあるのは、例えば街中に住んでいたんだけどもひょっとすると郊外に変わるので、その空き家をとということもあります。そうすると、ベースにあったところの考え方を含めて、自分の資産を取り壊すことにつきましては基本的に公費を充てないというのが当然あるんですけども、今にも壊れそうなところであるとか、住んでいる方がいらっしやらないというところのそういう条件で壊すという入口があります。単純にここを取り壊してこちらに行くとか、そういった形の方もいらっしやるんです。ですから、単純に取り壊すというような形ではなくて、もう古くなってそれが例えば風で飛んで近所の方にご迷惑がかかるとか、そういったところを基本的なこととしております。ただ、私の答弁の中で申し上げたとおりこれはまだスタートしたばかりの制度でございますので、そういったところも踏まえて今後しっかり検討していきたいと考えております。

○7番（森要）

ぜひ検討していただきたいと思います。家を壊すのは一番危険なところを優先順位で採択されるんだろうと思いますし、それはそうだと思います。なかなか踏ん切れなかった人に、今こうやってやってくれたということで非常にいい制度なので、跡地利用をできるようにしていくのがいいのではないかなと思います。

最後に、空き家の外壁についてはリフォームすればできるんだということを聞きましたけれども、リフォームの補助は断熱した場合、開口部とか外壁とかは限度が30万円なんですよね。国の基準で決められた単価がありますけれども、例えば外壁をやろうと思うと100万円以上かかると思うんです。廃止された住宅リフォーム補助金は、100万円以下のときは5分の1で上限20万円、150万円を超した場合は限度50万円というものがあったんですよね。外壁をやるときはそのぐらいかかるということは知っていらっしゃるはずなんですよね。

今後、住宅省エネリフォームの中で外壁も対象にしてくださって断熱をすればできるのであれば、もうちょっと補助率をアップして考えてもらいたいと思いますので、検討していただきたいと思います。次の質問に入ります。

最後に、電線地中化の状況とLEDの更新についてです。

味処古川前の壺之町線、電線地中化工事が終わりました。あとは舗装工事を残すところになりましたけれども、本当に景観がよくなりまして、人家のたたずまいがより一層輝きを増しておりました。そこで今までの実績と今後の計画等について、街路灯もしくは防犯灯について次の4点を伺います。

1番目、電線地中化の実績について。

今まで実施されてきた電線地中化の事業で、街路灯もしくは防犯灯設置の費用負担者とその維持費の負担者は誰なのか伺います。

2番目、電線地中化の今後の計画について。

今後計画されている大横丁線等の路線について、街路灯もしくは街灯の工事費の費用負担者と、その維持費の負担者を伺います。

3番目、街路灯及び防犯灯の普及について。

商店街では街路灯が設置され、その更新については飛騨市商店街みだしなみ向上改修補助制度、補助対象工事費の2分の1、上限50万円で担保されています。一方、行政区が設置している防犯灯はLED防犯灯の普及・定着の促進事業により、1灯当たり7,000円の上限でございますが補助があります。今年度から交換についても適用されるということで、非常にこれはいい措置だと考えております。

しかしながら商店街でもないところで街路灯が設置されている栄町、三之町では、1灯当たり約3万円かかる工事となります。1灯当たりの上限が7,000円ということで太刀打ちができない。LED防犯灯の普及・定着の促進事業に街路灯を適用しまして、対象工事費2分の1以内とされるのがベストと考えます。また、街灯の補助も7,000円を対象工事費2分の1以内とすることができないかを伺います。

また、今後計画される地中化工事に際し、街路灯もしくは防犯灯設置の際には、対象となる住民とデザインや費用負担等十分な意思疎通を図られることを期待します。本年度予算では夜間景

観と照明を改善するための基本設計が行われております。これらの照明デザイナーとの意見交換も必要と考えますが、見解を伺います。

4番目、飛騨市無電柱化推進計画の見直しについて。

「令和2年飛騨市無電柱化計画」が策定されまして、この計画に基づきほとんどの路線が電線地中化に進んでいることに敬意を表します。ここまでの事業を実施されてきたことにはいろいろストーリーがあったと思います。そこで、確認の意味でもこれまでの実現に市長はどのように取り組まれてきたかを伺います。

また、推進計画には向町地区がありません。屋台が通る向町の路線を追加していただきたいと思います。現在進行中のものがあるため、その実施にはほど遠いものと考えますが、まずは計画書に上げることを希望します。計画書の見直しについて市長の見解を求めます。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

無電柱化推進計画の見直しにつきまして、4点目のお尋ねに私からお答えをいたしたいと思えます。

電柱、電線、これは街並みの景観を阻害しているということに関しては誠にそうだと思っておりますし、狭い道路ですと子供たちが通行する、あるいは歩行者の皆さんの妨げになる。そして祭りに出ておられますと、屋台を引くときにこの電線の支障というのは本当に大変な問題でありまして、祭りの屋台曳行のストレスの大半は電線であっても過言ではないと私自身も毎年感じております。

それから電線の地中化を行いますと防災面での効果があるということがありまして、能登半島地震でのレポートが出ておるわけですが、無電柱化区間では地上機器の傾きや沈下は見られたものの大きな被害はないと。また車両通行に支障となる被害もないと伺っておりまして、防災面にも大きな効果を発揮すると考えております。そうした中で無電柱化を推進しようということで、令和元年に策定いたしました「飛騨市無電柱化推進計画」に基づいて取り組みを進めておりまして、第1期計画では令和10年度までの10か年で古川町の古い町並みを中心に市道壺之町線、大横丁線、三之町線、御旅所線の4路線、延長約1.4キロメートルを対象として位置づけておるところでございます。

これとは別に、岐阜県でも令和3年度に策定した「岐阜県無電柱化推進計画」に基づいて、市が整備するエリアと事業連携しながら整備を推進していただいております、県道は古川国府線と、古川停車場線の2路線、延長1.3キロメートルを整備する計画とされているところでございます。

無電柱化の進捗ですが、市道につきましては壺之町線が令和6年度で完了いたします。令和7年度から引き続いて大横丁線に着手をするという予定にしております、進捗率は全体の45%程度という状況でございます。県道については、現在、飛騨信用組合の交差点から霞橋までの区間をやっけていただいております、こちらは令和7年度に完了する予定というふうに伺っております。

これまでの取り組みですけれども、無電柱化というのは幾つか課題がございまして、大きく3つあります。それを丁寧にクリアしながら進めてきたということです。

1つ目の課題が財源の確保でありまして、壺之町線の整備、あれ幾らかかったかという5億円です。このため、当然市独自ではできませんので、官民一体となった国への要望活動から始めました。ちょうどユネスコの無形文化遺産の後だったものですから、観光協会長とか祭保存会の会長にも国土交通省まで出向いていただいて、ぜひこの祭りを守っていくためにも無電柱化という要望をして、ここから始めてきたわけです。それで国の有利な補助事業の採択を受けまして、さらに自己負担の分がありますので、いわゆる裏負担というものですね、ここには過疎債、ふるさと創生事業基金を充ていまして、極力市の財政負担を軽減する方法で取り組んできたということとでございます。ただ、これは今後もこの手法で全部できるかという、これは不透明です。ただ、引き続きここは努力していきたいと考えております。

2つ目の課題が、電線管理者の協力でございます。無電柱化自体は古川町の時代からも進めてきておるわけでありまして、平成11年頃に壺之町線等で無電柱化を進めた際には、地上機器の設置場所の問題もあったために電力事業者の協力が得られなかったということが現実にございまして、通信線のみで道路の片側に電柱が残っている状態だったことを覚えておいでかと思えます。ただ、ここは平成28年度に法律が変わりまして、「無電柱化の推進に関する法律」というものが施行されました。現在は電力線、通信線ともに無電柱化を実現化することがこの法律によって可能になっておりまして、これは国の施策の恩恵であると考えております。

それから3番目の課題ですが、地域の理解でございます。無電柱化の事業というのは結構時間がかかるわけでありまして、車両は迂回しなければいけない、仮の駐車場を確保しなければいけない、それから住宅への出入りに不便が出るということで、大変なご負担、ご迷惑をおかけするわけございまして、沿線住民とか事業所のご理解なくしては進めることができないわけでありまして。

壺之町線の工事においては地元関係区を対象とした事業説明会とか、対象範囲の工事説明会を通じまして皆さんの工事に対するご意見とかご要望を伺いながら進める中で、円滑に事業を進めることができたわけでありまして、これは本当に地域の皆さんに大変感謝を申し上げたいと思えます。

現在、街並みの主軸の壺之町線は電柱がなくなったわけでありまして、本当に街並み全体の雰囲気が変わりまして、大変よくなったという声を本当によくお聞きいたしております。それからつい先日も何名かの方から、祭りが近づいてきたので「今年は壺之町、屋台も起し太鼓も電線のないところまでできる。楽しみやな。」という声もたくさん聞いておりまして、そういったことを思うと本当にやってよかったなと思えますし、無電柱化の景観整備というのは1回やれば将来にわたって町の財産として残っていくものでありますので、今後も着実に整備していきたいという思いを強くしております。したがって、計画に従いまして大横丁線、三之町線の整備を順次進めていまいりたいと考えております。

お尋ねの飛騨市無電柱化推進計画の見直しであります。現計画の中で三之町線、御旅所線までが完了した以降に整備を検討する路線として、無電柱化長期計画路線というのを位置づけております。議員から要望いただきました向町地内の一部路線もこの中に含まれております。ただ、

財源の確保もありますし、複数路線の整備を同時にやるというのはなかなか困難でありますし、壺之町線だけでも6年かかりましたので、かなり先の話になると思いますが無電柱化の目的を踏まえて、重要性、優先性を判断しながら第2期以降の計画路線を検討してまいりたいと思います。楽しみに元気で頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目の無電柱化の実績についてお答えします。

飛騨市ではこれまで良好な景観の形成、安全で円滑な交通ルート確保及び災害時の電柱倒壊防止等を図るために平成11年から古川町市街地において無電柱化を計画的に推進してまいりました。

飛騨市の無電柱化は、合併前の平成14年に古川駅前の県道飛騨古川停車場線において道路改良と併せて行われたのが始まりありまして、町村合併後は歴史的景観地区に位置づけされた古川町市街地において本格的に事業着手し、平成22年に市道殿町線330メートル、平成26年に市道堀川町線280メートルが完了し、現在、市道壺之町線630メートルが令和6年度に事業完了する見込みとなっております。このうち市道殿町線と壺之町線につきましては、無電柱化事業と併せて景観に配慮した街路灯の整備を行っておりますが、設置工事における地元負担は求めておらず、街路灯の電気料等の日常の維持管理部分のみ従前どおり地元区において対応をいただいております。なお、今後老朽化等により街路灯本体に大きな修繕が生じた場合には、道路景観上に位置づけられた市の施設であることから、道路管理者の市において対応したいと考えております。

次に、2点目の電線地中化の今後の計画についてお答えします。

現在無電柱化を進めている市道壺之町線の事業完了後は、市道大横丁線を整備する計画としております。整備方針としましては、無電柱化区間を駅前交差点から今宮橋までの510メートルとし、現在、電線管理者や通信線路管理者と協議を継続するとともに、概略設計による整備方針の検討や課題の整理などを進めておるところです。

お尋ねの街路灯につきましては、壺之町線と同様に沿線住民の方々のご協力をいただきながら無電柱化事業と併せて整備したいと考えており、街路灯工事に伴う地元負担はございません。また、完了後の維持管理についても壺之町線と同様の考えで対応したいと考えております。

次に、3点目の街路灯及び防犯灯の普及についてお答えします。

行政区等による防犯灯のLED化については、当該支援制度を創設して10年以上経過し、地域によってはLED防犯灯自体の交換が必要となっているという現状も踏まえ、令和6年度からはLED防犯灯の交換についても新たに補助対象に加え、地域防犯力の維持・強化と安全・安心のための地域防犯対策の向上を図ることとしております。

LED化及びLEDの更新にかかる費用は同程度の費用がかかることを確認しておりますが、これまで10年以上にわたり当該補助制度を運用する中で行政区等から補助率等に関する要望はいただけていないことや、当該補助制度以外に行政区等に対しては管理する防犯灯1灯当たり

300円の防犯灯維持補助金の支援も行っていることなども踏まえ、今後も現在の補助制度を維持して運用することを考えております。

次に、今後計画している無電柱化に伴う街路灯整備に関する地域住民との意思調整についてですが、今回壺之町線を整備する際には事業着手前に地元説明及び地元区役員との協議を行い、街路灯の整備方法や電気料負担等の維持管理について説明し、ご理解をいただいております。また、令和3年度に街路灯デザインについて地域との意見交換会及び現地でのサンプル展示会を実施し、沿線住民や景観審議会委員の方々からいただいたご意見を反映し、デザインを決定しております。フットライトの設置や台組マークを入れたことは、こうした地元のご意見を反映した結果です。加えて、本体デザイン案は全国的に実績のある日本街路灯協会のデザイナーによる提案を採用しています。今後、整備を計画している大横丁線等についても同様に、地域のご意見を尊重しながら整備を進めます。

令和5年度には、日本を代表する照明デザイナー面出薫氏をお招きし、古川町市街地における街路灯など、夜間照明の改善点を探るワークショップを開催し、その際には壺之町線の街路灯についても現地にてご意見をいただきました。令和6年度に策定する「夜間景観基本計画」は、地域住民の思いが十分に反映されたものとなりますので、本計画の考えをしっかりと生かしながら街路灯の整備を進めてまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○7番（森要）

忘れないうちに言いたいと思いますが、向町も計画に入れてくださると。その実現にはほど遠いと思いますが、私は期待しております。どうかよろしく願いいたします。

今の街路灯のこともについてもいろいろお話がありましたけど、1つ、例えば三之町も計画が入っておりますけども、あと5年ぐらいたったらまた直さなければなりません。そのときはまだ地中化まで入らないので、三之町は普通の街路灯ではなくて、本当に立派なやつなんですよ。今お話を聞いた街路灯については市が持つと言ったけど、それまでの間はやっぱり市で持てない。

1基当たり3万円ほどするのですが、ほかの街灯は1,500円くらいで半分で十分なのですが、3万円もするということがあるので、何とかこれも入れて事業費の2分の1くらい補助することができないかということなんですが、その辺はどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

三之町線の街路灯は景観整備で整備した比較的新しい街路灯になっておりまして、LED化をすることによって電球の交換をするのも費用が少し高額になってきますので、その点は市としても内容はよく分かっておりまして、今後地元の方と協議をして検討していきたいと思っております。

○7番（森要）

三之町はそういうことですが栄町もありますので、またそういうことも踏まえながら検討していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

〔7番 森要 着席〕